

株式会社第四北越フィナンシャルグループ

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社第四北越フィナンシャルグループと称する。英文では、Daishi Hokuetsu Financial Group, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行および銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理
- (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務
- (3) 前 2 号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を新潟県新潟市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、新潟日報および日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、600,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売渡しを請求することができる権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

2. 株主などのする諸届についても同様とする。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項に定める場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出することを要する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）を除く）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員は、8 名以内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。その選任決議には、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 当会社の監査等委員以外取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠を選任する場合、当該補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 監査等委員の補欠の予選に係る決議を行う場合には、当該決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から、取締役会長および取締役社長を各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から、代表取締役を選定する。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる社外取締役（社外取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等で

あるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（取締役会の権限）

第 25 条 取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

（取締役会の招集）

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第 27 条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の運営）

第 29 条 取締役会の運営については、取締役会の定める取締役会規程による。

第 5 章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前に各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第 32 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の運営)

第 33 条 監査等委員会の運営については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を決定することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 5 年を経過したときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2018 年 10 月 1 日 制定

2021 年 6 月 25 日 変更

2022 年 6 月 24 日 変更

2024 年 10 月 1 日 変更

2025 年 10 月 1 日 変更